

中村繁先生序文和訳

私が初めて東京裁判におけるパール判事の反対意見を読んだのは昭和49年6月21日、東京大学社会科学研究所においてであった。それは書物の体裁をしては居らず、千二百頁を越えるタイプ印刷の形で、日本人被告弁護のため東京に来た三十数名の米国人弁護人の一人であるリチャード・ハリス氏の署名が入っていた。氏は平成2年9月23日、ロサンゼルスで死去した。私は氏の訃報を氏への新たなる感謝と深甚なる哀悼の念を以て読んだのであった。

軍事法廷におけるパール氏の反対意見を出版することは占領時代には禁止されていたが、連合軍による占領が終了し、我が国が独立を回復した暁においてさえ、パール判決書は東京軍事裁判に特別な関心を有する少数の人々以外は日本人の関心を惹くことはなかった。一言を以てせば、それは日本人の間ではほとんど忘却されてしまったのである。

26年間は日本人の思想と意見に影響を与えるには十分に長き時間であった。殊に国民の知識と情報の主たる源泉であるメディア自体が東京裁判判決によって深く影響されてしまった状況に於ては。私は東京裁判判決に対する批判的見解を日本人に知らしめる必要を感じ、パール意見書がより広く読まれるべく手頃な本の形にして出版することを決心した。私は原文より抜粋し、その中の歴史的事項につき解注し、二巻本に編纂して、昭和51年11月、**In Defense of Japan's Case** 『日本弁護論』の題名で、大学用教科書として研究社出版株式会社より刊行した。原文の約十分の一の長さとはいえ、東京裁判終結以来、パール氏の反対意見がともかく日本で本印刷されたのはこれを以て嚆矢とする。

東京裁判終結半世紀の今、パール反対意見書の、抜粋ではなく全文が、数多の国の人々や研究者に広く読まれ、斯くして彼らに東京裁判の「由緒」ある判決に疑問を提起し、再審する好機会を提供し得べく入手し得るようになったことを私は大いなるよろこびとするものである。

この浩瀚なる著述について包括的評釈をなすは、私の能力を超えるところであり、またその法律上の細目は不肖の知識の及ばざる所である。我ら日本人にとっては、パール判事の意見は、それがアジアの歴史に対する深き理解に基づくが故に格別に説得力があり、また時として感動的でさえある。戦争をもたらした出来事は全面的共同謀議とか何らかの侵略的企図の存在には依拠することなく説明しうることができると固く信じたが故に、彼はその判決の大部分を紛争、事変そして戦争の歴史的背景に当てており、それは読者をして時に恰も判決文にあらざして歴史書を読んでいるかの如く錯覚せしむるものである。

長年英国の植民地支配にあったインドを代表する判事として、パール氏は西洋の植民地主義に強い批判を有していた。そして他方、彼が西洋諸国家による政治的経済的抑圧に対する近代日本の戦いに深い共感を有したのも当然であった。広島市本照寺境内にある大東亜悲願之碑に刻まれた彼の数行の言葉を読んだことのあるものが何人いるであろうか。

そこには斯うある。

抑圧されたアジアの解放のためその厳肅なる誓いに命を捧げた魂の上に幸あれ
ああ、真理よ あなたは我が心の中にある
その啓示に従って我は進む

一九五二 ラダビノード・パール

彼の判決文はまた、共産主義の深刻なる脅威に対する鋭い洞察をも特色としている。実際、当時支那でも猖獗を極めていた共産主義運動についての十分なる知識なくして満洲事変あるいは支那事変の複雑な背景と原因について明確な意見を表明することは不可能である。

私の見るところ、満洲事変は、東京裁判法廷が考えるように、支那及び太平洋地域に対する日本の侵略の始まりあるいは第一段階であるよりはむしろ多くは支那共産党によって扇動もしくは挑発された長年にわたる日支紛争の結果なのである。この意味で、甚だしく政治的な顧慮によって支那における共産主義活動に関する議論が裁判長によって禁止されたことは不幸なることであった。不幸というのは独り日本のためのみならず世界

の他の諸国のためにいうのである。なぜならば、東京裁判以降に発生した紛争と戦争の多くは共産主義の挑発によるからである。もしも裁判所が共産主義の陰謀と活動に言及する自由を弁護側により多く許与していたならば、世界全体は以後の共産主義活動についてもっと警戒し、それから生ずる戦争を防ぐためにより有効なる方策を採ったことであろう。

パール氏が戦争に関連して格別なる関心を寄せた一事は広島と長崎への原爆投下であった。東京裁判終結四年後の昭和二十七年十一月、広島を訪れた彼は、原爆犠牲者に献じられた「安らかに眠ってください。過ちは繰り返しませんから」と書かれた碑文の意味を知って愕然としたといわれる。「なぜ日本人が日本人に向かって謝罪するのか」と彼は憤然たる面持でいった。「原爆を投下したのは日本人ではない。」と。もし、日本軍部が当時進めていた原爆製造計画に対して天皇が中止命令を出されたことを当時知っていたら、パール氏は何と言っただろうか、いや、のみならず東京裁判法廷はいかなる判決を日本に下しただろうか。筆者の知りたいところである。天皇は、左様な非人道的兵器を日本が最初に作ってはならぬといわれ、そこで軍部は東條大将からの指示により、最終的な勝利の可能性を犠牲にしても原子爆弾製造を即刻中止したのであった。他方米国は斯様な兵器の開発を決定し、実際単に戦争を短縮せんがために日本の都市に二個の原爆を投下したのである。

パール判事は「もし戦争に於て民間人の生命と財産の無差別な破壊が依然として違法であるとしたら、太平洋戦争に於ては、この原爆使用決定が、第一次世界大戦でのドイツ皇帝の指令と第二次世界大戦でのナチ指導者たちの指令に近い唯一のものである。これに類似の何事をも、現在の被告たちの所為に帰することはできない」とまで断言する。法廷は日本軍による残虐行為や不法行為を非難した。だが私は、原爆使用が示す如く、人類全体の道義が低下していたことを指摘したいのである。

彼の判決書に述べられた他の重要な問題に言及する紙幅がないが、私は、東京裁判に関する彼の見解は、一方に於ては法的正義に対する強固な信念と、他方に於ては、人間と歴史に対する深遠なる思索に立脚していると結論づけて間違いないと思う。次のごとき感銘深い話がある。東京裁判が終って最初にパール博士が来日した折の歓迎会の席上、何人かの日本人が博士の「同情ある」判決に感謝する旨を述べたところ、パール博士は「自分が日本に対する同情者として判決を書いたと考えるのは誤解である。自分はあの判決を日本への同情から書いたのでもなく、西洋への憎悪から書いたのでもない。自分は正義と信じる事を書いただけであり、それ以上でも以下でもない」と述べたといわれる。

真理の熱烈な愛好者であるが故に、パール判事は法廷で被告を裁くに於て真理の他によるべき何物もなかったのであるが、法廷の精神全般は敗者の理と正義に耳を傾けるだけの度量を持たなかった。たとえば今日アイリス・チャンの『ザ・レイプ・オブ・南京』なる本が世界の一部でいかにもはやされているかを見るとき、筆者は過ぐる半世紀、知識と理性のみならず真実の探求に於て、世界がいかほど進歩したかを疑わざるを得ないのである。新聞記者やカメラマンを含め、当時南京にいたすべての日本人は、日本軍による支那便衣兵（これは不法なる交戦者であった）の大量処断のあったことは認めても、住民に対する大量もしくは組織的な暴虐のなかったことを異口同音に主張している。不思議なことには、何十万人もの支那人が虐殺されたとか、南京市内には膝まで没する血の池ができた等の世界的に有名なお話にも関わらず、南京市内の累々たる死体の山の全景写真は唯の一枚も我々は見ていないし、大虐殺の現場を目撃した唯一人の人間さえいないのである。

結局のところ、南京市民三十万人以上の虐殺という繰り返し語られる話は、史上最大の嘘の一つとして結論してよいであろう。かつて東京その他の地域における軍事法廷を欺き、それによって何人もの罪なき日本人を刑場に送ったのと同じ恥知らずな嘘が、今も依然として臆面もなく繰り返され、世界の一部には、それに倒錯した快感を覚える向きもある。

私はパール判事の反対意見書の一部を引用して、五十年は「熱狂と偏見を和らげる」に十分長き時間なれば、今こそ「正義の女神が過去の賞罰の多くに、その所を変えることを要求する」時期が来たと言いたいのである。

平成十年十一月五日

中村 粲